

山ノ内町地域防災計画 (令和3年度改訂)

《概要》

■ 目 次 ■

1. はじめに【地域防災計画について】	1
(1) 地域防災計画とは	1
(2) 計画の体系	1
(3) 町の責務	2
2. 今回の地域防災計画改訂の主な内容	3
3. 住民の皆さまにかかわるポイントについて	5
(1) 住民に期待される役割	5
(2) 地域の災害リスクととるべき避難行動	5
4. 指定緊急避難場所（指定避難所）	8

1. はじめに【地域防災計画について】

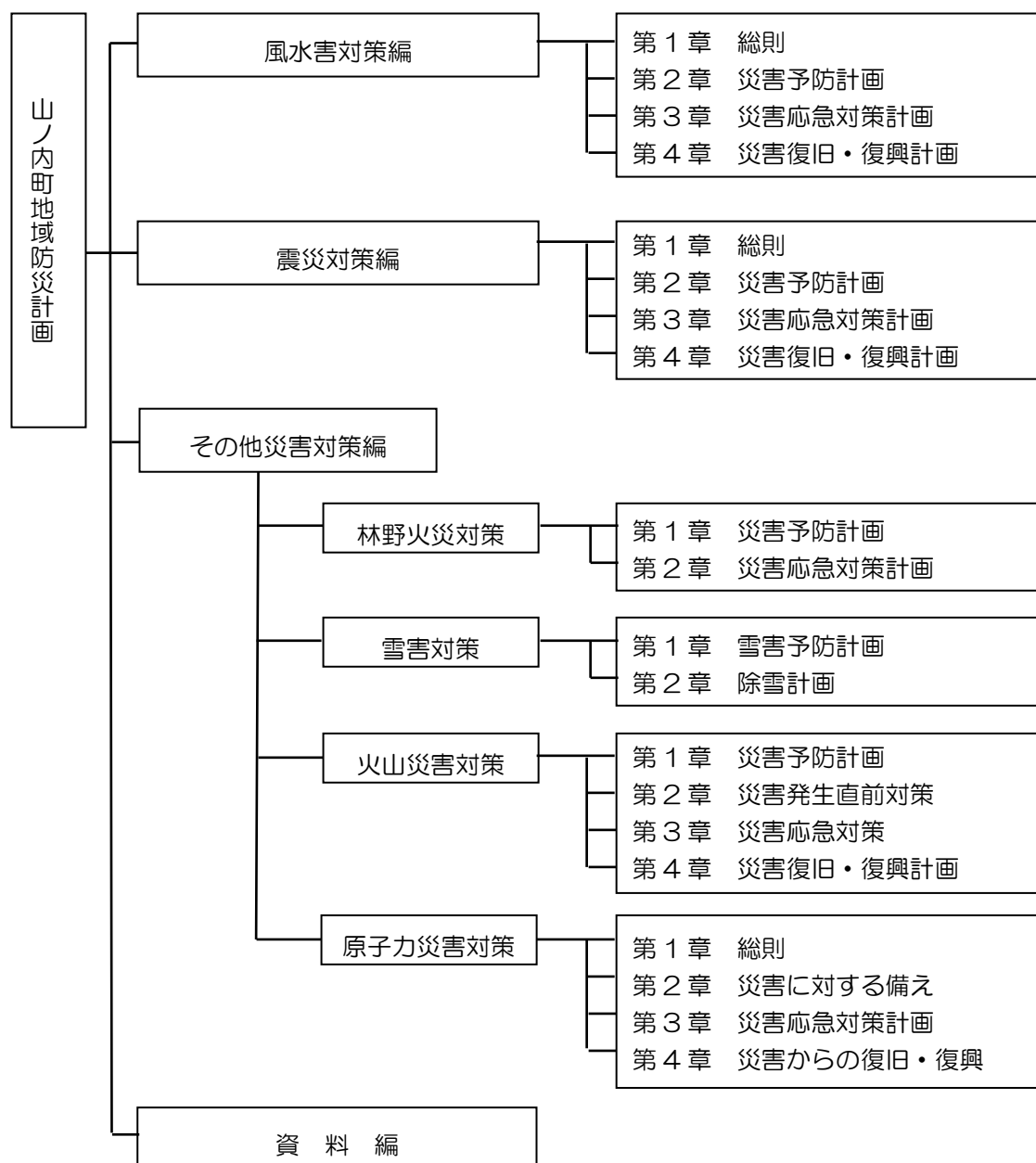
(1) 地域防災計画とは

地域防災計画とは、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、山ノ内町防災会議（会長：山ノ内町長）が町域の防災に関する業務や対策などを定めた総合的かつ基本的な計画です。

計画では、町民の生命、身体及び財産を災害などから守ることを目的とし、山ノ内町を主体に、長野県、消防、警察、近隣自治体などの関係機関、及び町民との連携により、山ノ内町の防災力の向上及び減災を図る対策などを定めています。

(2) 計画の体系

山ノ内町地域防災計画は、次のような構成になっています。



(3)町の責務

町は、その組織及び機能を挙げて災害対策を講ずるとともに、町民の自発的な自主防災組織の充実を図り、この山ノ内町地域防災計画に基づいて、災害の発生、又は災害の拡大を防止する対策的的確かつ円滑な実施に努めます。

◆町の業務大綱

<災害予防>

- 1 町防災会議及び町災害対策本部に関する事
- 2 防災に関する組織の整備に関する事
- 3 防災町づくり事業の推進に関する事
- 4 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関する事
- 5 災害対策用資器材及び物資の備蓄、整備、広域的な運用に関する事
- 6 町域に存する自主防災組織の育成、指導並びにボランティア環境整備に関する事
- 7 事業所防災に関する事
- 8 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関する事
- 9 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事

<災害応急対策>

- 1 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事
- 2 避難の勧告、指示及び誘導に関する事
- 3 受援計画に基づく広域応援に関する事
- 4 被災者に対する救助及び救護措置に関する事
- 5 緊急輸送の確保に関する事
- 6 消防及び水防に関する事
- 7 公共施設・設備の応急復旧に関する事
- 8 医療、感染症対策、保健衛生、文教、給水等の応急措置に関する事
- 9 外出者の支援に関する事
- 10 ボランティア活動の支援に関する事
- 11 防災関係機関との連絡調整に関する事
- 12 災害救助法に関する事

<災害復旧・災害復興>

- 1 被災者支援に関する事
- 2 施設の災害復旧に関する事
- 3 災害復興に関する事

2. 今回の地域防災計画改訂の主な内容

今回の地域防災計画の一部改訂は、本年5月に行われた災害対策基本法の一部改正や前回の改訂から以降、実績による時点修正のほか、本年4月から実施された町の組織改編によるものが主な改訂理由となります。改訂の概要は次のとおりです。

	追加・修正内容	主 旨	編 節
1 災害対策基本法の改正によるもの			
(1)	避難情報	避難準備・高齢者等避難開始が「高齢者等避難」に、避難勧告・避難指示を「避難指示」に一本化されたことにより、廃止された内容を避難情報という表現への修正のほか、個別の表現内容を改正後の表記に修正	全般
(2)	要配慮者支援	避難行動要支援者名簿について、一律に65歳以上高齢者というような避難能力に着目しないような要件を見直し、真に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、対象者の要件を見直した。なお、希望する者には申し出により名簿記載を可能とした。	風水害編 第2章第8節
		個別避難計画の作成が法律で規定され、作成が努力義務となったことから、避難行動要支援者名簿のうち、ハザードマップの危険区域に住む者の計画を作成していく。個別計画を個別避難計画に修正。	風水害編 第2章第8節 第3章第8節
		これまで、一般避難所に避難した後、必要に応じて、福祉避難所へ移動していたが、個別避難計画や避難確保計画の対象者は、直接福祉避難所へ避難することが可能となったことから、直接避難に関する内容を追加	風水害編 第2章第11節
2 実績によるもの			
(1)	物資調達・輸送調整等支援システム	物資に関する情報を一元的に管理し、国や都道府県及び市町村において共有するシステムが構築されたことから、システムを活用する記述を追加	風水害編 第2章第13節 第2章第16節 第3章第14節
(2)	広報体制整備	同報系防災無線、戸別受信機、SUGUメールのほかに公式LINEの運用が始まったことから、公式LINEの活用に関するものと、電気通信事業者の提供するサービスの活用について追加	風水害編 第2章第19節

	追加・修正内容	主 旨	編 節
(3)	災害重点農業用ため池	国の新たな基準として追加となった、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池の被災リスクの低減を図るための適切な取組みに関する内容を追加	風水害編 第2章第25節
(4)	広域相互応援	これまで運用してきた被災市町村応援職員確保システムの制度の変更に伴う名称の変更	風水害編 第3章第4節
(5)	災害情報収集	住家被害の定義は、分かりやすくするため国の災害被害認定基準に合わせたものに修正	風水害編 第3章第2節
(6)	物資調達供給	国の基準に基づき、より詳細な内容を追加	風水害編 第3章第17節
(7)	文教活動	学用品供与の対象者の範囲を国の基準を基に明確化した記述に修正	風水害編 第3章第32節
(8)	災害救助法適用	救助の実施主体を明確化した内容の記述を追加	風水害編 第3章第38節
(9)	噴火警戒レベル	一般的なものから、「草津白根山（白根山（湯釜付近）及び本白根山）の火山活動が活発化した場合の避難計画」に基づく内容に入れ替え	その他災害対策編 火山災害対策 第1章
(10)	災害応援協定	新規協定書を追加 ・日本郵政株式会社山ノ内町内郵便局（更新） ・東日本電信電話株式会社 ・町内26軒の宿泊施設	資料編 災害応援協定関係
(11)	消防・水防関係	水防倉庫別備蓄資機材の一覧は、個別に数量が変動することから、施設名称、場所、建築年を明示した倉庫一覧と備蓄資機材品目の一覧への入れ替え、及び実績に合わせた保管数や消水防団員数の修正	資料編 資料10-8
3 町組織改編に伴うもの			
(1)	組織の名称変更	町の組織改編が行われ、今年度から新たに危機管理課が設置されたことにより、随所にある組織名称を危機管理課に修正	全般
(2)	分掌事務の変更	組織改編に伴い町災害対策本部規程にある分掌事務の見直しによる修正	全般

3. 住民の皆様にかかわるポイントについて

(1) 住民に期待される役割

近年、水害や土砂災害が広域かつ甚大に発生しています。令和に入り最大の人的被害をもたらした令和元年台風 19 号の豪雨を受け、国では激甚化・頻発化する豪雨災害に対する報告をとりまとめています。本報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民主体の取組強化による防災意識の高い社会の構築をめざすことが重要としています。

また、行政の対応には限界があることも認知され、自助・共助という理念が、住民に求められるようになってきました。こうした経過を踏まえ、本年5月には災害対策基本法の一部改正が行われ、避難情報では「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者避難」に、「避難勧告・避難指示（緊急）」が「避難指示」へそれぞれ一本化され、より分かりやすい表現とされ、逃げ遅れをなくすため、避難行動要支援者の支援においても、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

山ノ内町地域防災計画では、以下のような内容について、住民の皆さまの参加を求めています。

<災害発生前>

- 1 防災知識の理解と共有
- 2 日頃から顔を合わせるおつき合い
- 3 防災訓練への参加
- 4 自主防災組織への参加
- 5 食料品・飲料水の備蓄
- 6 生活必需品の備蓄

<災害発生時>

- 1 避難行動時の要配慮者への支援
- 2 自発的な被災者の救助・救急活動
- 3 避難所開設・運営への参加
- 4 自主防災組織活動への参加
- 5 感染症予防対策への取り組み

(2) 地域の災害リスクととるべき避難行動

地域の災害リスクは、町防災マップから確認することができます。

5 町から避難情報の発信

警戒レベル	避難情報	夜間瀬川洪水 【相当情報】	土砂災害 【相当情報】	住民が取るべき行動
5	緊急安全確保	越水 氾濫発生	大雨特別警報(土砂災害) 土砂災害発生	命の危険 直ちに安全確保！
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難> ~~~~~				
4	避難指示	1.8m 氾濫危険水位	土砂災害警戒情報 土砂キキクル(危険度分布)うす紫	危険な場所から 全員避難！
3	高齢者等避難	1.4m 避難判断水位	大雨警報	危険な場所から 高齢者等は避難！
2	大雨・洪水注意報 (気象庁)	1.3m 氾濫注意水位		自らの避難行動を確認
1	早期注意情報 (気象庁)	0.6m 水防団待機水位		災害への心構えを高める

※洪水の指標は夜間瀬川の「星川水位観測所の水位」です。

### 避難情報の呼びかけの例

呼びかけの  
一例

警戒  
レベル

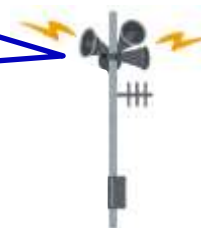
4

避難  
情報

次のような内容で山ノ内町から避難行動を呼び掛けます！

- ・こちらは**防災やまのうち**です
- ・**緊急放送、緊急放送、警戒レベル4**です 避難開始してください
- ・〇〇地区に**土砂災害 警戒レベル4 避難指示**を発令しました
- ・〇〇地区の方は、避難所へ避難してください
- ・〇〇地区の方は、外出を避け屋内へ避難してください
- ・屋内のガケから離れた2階などへ避難してください

屋外放送のほか個別受信機や携帯電話へのメール配信など、瞬時にとるべき行動を端的に伝えます





## 4. 指定緊急避難場所（指定避難所）

町が指定する指定緊急避難場所及び指定避難所は次のとおりです。

	避難施設名	所在地	指定緊急避難所				指定避難所	収容人員	
			小 河 川 洪 水	土 砂 災 害	夜 間 瀬 角 間 川 洪 水	地 震		通常時	感染症対 策時
1	志賀高原総合会館98	平穩 7148-203	○	○	○	○	○	164	120
2	志賀高原保育園	平穩 7148	○	○	○	○	○	33	24
3	郷土文化保存伝習館	平穩 1237-1	○	—	○	○	○	56	41
4	湯ノ原公会堂	平穩 45-1	○	—	—	—	○	12	9
5	渋温泉コミュニティ消防センター	平穩 2112-1	○	—	—	○	○	23	17
6	金安コミュニティ消防センター	平穩 2281-2	○	—	—	○	○	17	13
7	湯田中共益会館	平穩 3091-5	○	○	○	○	○	33	25
8	かえで保育園	平穩 3094-1	○	○	○	○	○	167	123
9	東小学校	平穩 3100	○	—	○	○	○	160	117
10	山ノ内中学校（※）	平穩 3400-1	○	○	○	○	○	147	108
11	山ノ内町文化センター	平穩 4015-1	○	○	○	○	○	99	72
12	山ノ内町地域福祉センター	平穩 3371-2	○	○	○	○	福祉	109	80
13	上条研修センター	平穩 3986-2	○	○	○	○	○	85	63
14	穂波温泉区コミュニティセンター	佐野 2610-4	○	—	—	○	○	31	23
15	南小学校（※）	佐野 1181-1	○	○	○	○	○	142	104
16	佐野人材養成センター	佐野 1069-1	○	—	○	○	○	38	28
17	ほなみふれあいセンター	佐野 795-1	○	—	○	○	○	99	72
18	ほなみ保育園	佐野 1058-1	○	—	○	○	○	78	57
19	特養 いで湯の里	佐野 799-2	○	○	○	○	福祉	17	12
20	道の駅北信州やまのうち	佐野 393-2	○	○	○	○	—	53台	53台
21	菅集落センター	寒沢 1168-1	○	○	○	○	○	34	25
22	寒沢集落センター	寒沢 634-1	○	—	○	○	○	20	15
23	戸狩公会堂	戸狩 601-4	○	○	○	○	○	18	13
24	西小学校（※）	夜間瀬 2504-1	○	○	○	○	○	131	96
25	よませふれあいセンター	夜間瀬 2511-1	○	—	○	○	○	87	64
26	よませ保育園	夜間瀬 2970	○	○	○	○	○	63	46
27	夜間瀬本郷区民会館	夜間瀬 2525	○	—	○	—	○	66	48
28	宇木区民会館	夜間瀬 1287-1	○	○	○	—	○	40	29
29	横倉集会所	夜間瀬 4040-1	○	—	○	—	○	57	42
30	前坂研修センター	夜間瀬 6531-2	○	○	○	○	○	20	15
31	よませ活性化センター	夜間瀬 6819-1	○	○	○	○	○	94	69
32	すがかわ体育館（※）	夜間瀬 8611-2	○	○	○	○	○	98	72
33	北部公民館	夜間瀬 8589	○	○	○	—	○	57	42
34	すがかわ保育園	夜間瀬 8597-3	○	○	○	○	○	54	39
35	乗廻集会所	夜間瀬 12115-1	○	—	○	○	○	29	22
36	中須賀川多目的集会所	夜間瀬 8148-2	○	○	○	○	○	35	25
37	苗間生活改善センター	夜間瀬 7586-1	○	○	○	—	○	12	9
38	土橋公会堂	夜間瀬 10991	○	—	○	○	○	21	16
39	下須賀川生活改善センター	夜間瀬 8939-1	○	○	○	—	○	22	16
40	表落合多目的集会所	夜間瀬 10051-1	○	○	○	○	○	16	12

注）※は最優先に開設する避難所